

新入学学用品費の就学援助申請のお知らせ（令和8年4月入学予定者）

中野区では、お子さんが楽しく学校生活を過ごせるように、ご家庭の事情に応じて就学にかかる費用を援助する就学援助制度があります。入学前に新入学学用品費の援助ができるよう、就学援助の申請受付をします。ご希望の方は、電子申請か、同封の申請書を学務課学事係（区役所7階）へ持参または郵送（切手貼付必要）でご提出ください。※所得による審査があります。

«新入学学用品費とは»

就学援助制度の支給費目の一つで、入学時に必要なランドセル等の通学用品にかかる経費として、91,600円を援助します。

◆ 対象となる方

以下のすべてに該当する方が対象となります。

①令和8年3月1日時点で中野区に住民登録があり、令和8年4月に中野区立または国公立の小学校に入学予定のお子さんの保護者。

②同一の生計を営む世帯全員の令和6年1月～令和6年12月の合計所得金額の合算が、就学援助基準額に満たない方。（裏面、就学援助基準額の目安を参考にしてください）

※世帯とは、原則として住民票上の世帯です。

※令和7年1月1日時点で中野区外に住民登録のあった20歳以上

の方が世帯にいる場合、全員の令和7年度（令和6年分所得）課税

証明書、非課税証明書（合計所得金額が記載されているもの）またはマイナンバー利用同意書（就学援助申請書用）をご提出ください。

（兄姉がいて、すでに中野区で就学援助認定となっている場合は提出不要です。）

※令和8年3月1日までに同一の生計を営む世帯全員の前年の合計所得金額が判明しない場合は、審査ができないため「所得不明非認定」となります。



マイナンバー利用同意書（就学援助申請書用）は、上記二次元コードよりダウンロードできます。

○以下の場合は対象となりません。

- ・生活保護を受けている場合（生活保護費から同様の支給があります）
- ・中野区立小学校・国公立の小学校以外の学校に入学する場合
- ・令和8年3月1日時点で中野区から転出している場合

◆ 申請手続き

(1) 電子申請

左の二次元コードから申請してください。

（中野区ホームページからも申請可能）

電子申請を
おすすめしています



▲電子申請フォーム

(2) 書類申請

同封の申請書に必要事項を記入のうえ、添付資料を添えて持参または同封の返信用封筒に切手を貼って郵送で提出してください。

（郵便事故の責任は負えません。郵送の場合は追跡サービス付き郵便物の利用をお勧めします）

申請期限：令和8年1月9日（金）必着

*期限を過ぎて提出した場合、受付できません。

裏面もお読みください。

◆ 認定結果通知・支給時期

認定結果は3月初旬に郵送します。認定となった方には、申請時にご指定の口座へ3月下旬にお振込みします。

就学援助基準額の目安

世帯人数	世帯構成（モデルケース）	就学援助基準額
2人	・母30歳・子（新小学1年生）	約313万円
3人	・父30歳・母30歳・子（新小学1年生）	約332万円
4人	・父35歳・母30歳・子（新小学1年生）・子2歳	約369万円
5人	・父35歳・母35歳 ・子（小5）・子（小3）・子（新小学1年生）	約445万円
6人	・父40歳・母35歳・祖父70歳 ・子（小5）・子（新小学1年生）・子2歳	約461万円

令和7年4月1日現在の年齢

※世帯全員の令和6年1月～令和6年12月分の合計所得金額の合算が就学援助基準額未満の世帯が就学援助の対象となります。

※給与所得、公的年金所得のいずれかがある方は合計所得金額から10万円（給与所得及び公的年金所得の合計が10万円に満たない場合はその合計額）を控除し審査します。

※就学援助基準額は生活保護基準額を基に算出され、世帯構成員により決まります。事前に計算して支給の可否を確認することはできません。審査を希望される方は、ご申請ください。

※就学援助基準額は年度により変わります。

◆令和8年度就学援助の申請について

・中野区立学校に通う方

4月上旬に、学校から案内を配布します。➡

・他の国公立学校に通う方

4月上旬に、ご家庭に案内を郵送します。➡

いずれも4月下旬の提出期限（予定）までに、電子申請か、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、持参または郵送で区役所7階学務課へ提出してください。
＊詳しくは、配布（郵送）する案内をご確認ください

※今回の新入学学用品費の支給対象とならなかった方で、入学後に令和8年度就学援助を申請し、令和8年度就学援助の準要保護認定（4月1日認定）を受けた方には、令和8年度の新入学学用品費を支給します。

※4月下旬の提出期限後も就学援助の申請はできますが、新入学学用品費の支給対象となりません。

※入学前に新入学学用品費の支給（他市区町村での支給を含む）を受けた方は、令和8年度就学援助の準要保護認定を受けた場合でも、新入学学用品費は支給対象となりません。

【提出・お問い合わせ先】

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号
中野区教育委員会事務局 学務課学事係
(中野区役所 7階)
電話 03-3228-5459 (直通)